

事 務 連 絡
令和 4 年 4 月 8 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の
対象拡大及び期間延長について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

病床等のひっ迫の状況などにより、高齢者施設等で感染された方について、施設内で療養されることを余儀なくされる状況が生じた高齢者施設等については、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を行うことができるよう、地域医療介護総合確保基金において更なる追加的支援を活用できることとしており、「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策等について」（令和 4 年 2 月 17 日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡。以下「2 月 17 日事務連絡」という。）及び「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の延長について」（令和 4 年 3 月 17 日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡。以下「3 月 17 日事務連絡」という。）等においてお示ししているところです。

今般、当該追加的支援について、令和 4 年 4 月 8 日から令和 4 年 7 月末日までは、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域以外の区域においても活用できることとしましたので、本事務連絡の内容について十分御了知の上、必要な対応並びに管内市区町村及び関係施設等に対する周知をお願いします。

なお、今般の追加的支援の対象拡大は、高齢者施設等における支援体制を全国で確保するための対策であり、介護保険担当主管部局におかれましては、衛生主管部局とも協力の上、高齢者施設等に対する各種支援の充実を図られるようお願いいたします※。

※ 参考事務連絡

- ・「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた対応に

について」（令和４年３月18日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）

- ・「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた対応について（高齢者施設等における医療支援のさらなる強化等）の考え方について」（令和４年４月４日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）

記

１．地域医療介護総合確保基金による更なる追加的支援の対象拡大及び期間延長

- 従前より、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行うこととなった場合であって、必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供等を実施した場合、施設内療養者１名につき、15万円の支援を行う補助制度を活用することができる（15日以内に入院した場合は、施設内療養期間に応じ1万円／日を日割り補助）。
- これに加え、令和４年１月９日以降、まん延防止等重点措置区域等において、施設内療養者数が一定数を超える場合には、施設内療養者１名につき更に1万円／日（現行分とあわせて最大30万円）を追加補助する制度を活用することとした（２月17日事務連絡）。
- また、令和４年３月21日時点でまん延防止等重点措置等を実施すべき区域とされている都道府県については、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域から除外された場合であっても、令和４年４月末日までは上記の追加補助の対象として取り扱うものとした（３月17日事務連絡）。
- 今般、令和４年４月８日から令和４年７月末日までは、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域以外の区域においても、上記の追加補助を活用することとした。
- 詳細については、「「令和４年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について」（令和４年４月８日老発 0408 第４号厚生労働省老健局長通知）により一部改正した「令和４年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」を参照頂きたい。

以上